

3 農業者等に係る貸付金の合計額の限度及び資金の種類

農業近代化資金は、農業者等に係る貸付金を次のとおり定める。

ただし、クイック融資の場合は、一回当たりの貸付限度額は500万円、借受資格者は、第一の2の(2)の①の(ア)認定農業者又はキの(ア)集落営農組織であって、次の要件に該当しないものとする。

(1)簿記記帳又は青色申告を実施していないもの、(2)過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの、(3)農業所得(法人にあっては、経常利益)が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの
なお、クイック融資に係る貸付金は下表の1から7までに掲げる資金とする。

資金の種類		貸付対象事業	借受資格者	償還期間(上限)		据え置き期間(上限)		貸付限度額	融資率
1	施設資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設及び機具の改良、造成、復旧又は取得(認定農業者等及び集落営農組織等以外は、復旧に関する資金を除く)	認定農業者等	15年	農機具等のみ7年	7年	農機具等のみ2年	1 第一の2の(2)の①に掲げる者で次に掲げる農業者ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人、イ 農業者で知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの、ウ 第一の2の(2)の①のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体 2億円	(1)認定農業者等及び集落営農組織等以外 100分の80以内 なお、事業実施の結果、その事業の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。
			認定農業者等以外の農業者	15年	農機具等のみ7年	3年	農機具等のみ2年		
			認定就農者※	17年	農機具等のみ10年	5年	—		
			農業協同組合等	15年	農機具等のみ10年 畜舎、果樹棚等を含む20年	3年	農機具等のみ2年		
2	果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成(認定農業者等及び集落営農組織等以外の場合果樹、オリーブ、茶、多年生草本桑に限る)	認定農業者等	15年	—	7年	—	2 第一の2の(2)の①のウに掲げる農業参入法人 1億5,000万円	(2)認定農業者等の特例(ただし、7(1)及び(2)の資金は除く) 100分の100以内
			認定農業者等以外の農業者	15年	—	7年	—		
			認定就農者	17年	—	7年	—		
			農業協同組合等	15年	—	7年	—		
3	家畜購入育成資金	乳牛その他家畜の購入、育成	認定農業者等	7年	—	2年	—	3 第一の2の(2)の①に掲げる農業者のうち上記1及び2以外のもの 1,800万円	(3)集落営農組織等の特例(ただし、7(1)及び(2)の資金は除く) 100分の100以内 この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまで適用する。
			認定農業者等以外の農業者	7年	—	2年	—		
			認定就農者	7年	—	5年	—		
			農業協同組合等	7年	—	2年	—		
ガイ	小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成、又は復旧(認定農業者等及び集落営農組織等以外は、復旧に要する費用を除く)	認定農業者等	15年	—	7年	—	4 第一の2の(2)の②から④に掲げる農業者団体 15億円	
			認定農業者等以外の農業者	15年	—	3年	—		
			認定就農者	18年	—	5年	—		
			農業協同組合等	15年	—	3年	—		
ド	長期運転資金	(1) 農地等の農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払う資金 (2) 農機具等その他農業経営の改善を図るための機具の賃借料を一時に支払う資金(認定農業者等及び集落営農組織以外は、農機具、運搬具のみ) (3) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修の受講 (4) 品種の転換 (5) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び通信・情報処理機材の取得 (6) 営業権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費等繰延資産に計上し得る費用に充てる資金 (7) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として参加するための費用 (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等経営の改善に伴い必要となる資金 (3)から(5)及び(7)については認定農業者等及び集落営農組織等のみに、(6)については認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等のみに、(8)については認定農業者等、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。))	認定農業者等	15年	—	7年	—		
			認定農業者等以外の農業者	15年	—	3年	—		
6	農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金 診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設	農業協同組合等	20年	—	3年	—		
			認定農業者等	15年	—	7年	—		
			認定農業者等以外の農業者	15年	—	3年	—		
			認定就農者	17年	—	5年	—		
7	前号に掲げるもの以外の資金(大臣特認資金)	以下の施設の改良、造成又は取得に要する資金(1)農村における給排水施設(2)農業者が居住する住宅(3)水田を利用した水産動物の養殖施設(ガイドライン第2の3(1)カのとおり)	認定農業者等	15年	—	7年	—		
			認定農業者等以外の農業者	15年	—	3年	—		
			認定就農者	17年	—	5年	—		
			農業協同組合等	15年	—	3年	—		
8	組合運営資金	農業用資材の共同購入・販売又は事業の整備、拡充など	農業協同組合等	3年	—	—	—	(1)農業協同組合等5,000万円 (2)連合会 1億円	100分の80以内
			認定農業者等	2年	—	—	—		
			認定農業者等以外の農業者	2年	—	—	—		
			認定就農者	2年	—	—	—		
9	農業経営資金	農業資材・肥料、飼料、種苗の購入など農業経営に必要な資金	農業者等	2年	—	—	—	1,000万円	
			認定農業者等	2年	—	—	—		
			認定農業者等以外の農業者	2年	—	—	—		
			認定就農者	2年	—	—	—		
10	島しょ山村農協整備資金	島しょ及び山村地域における農業協同組合の運営整備	農業協同組合	5年	—	1年	—	6,000万円	
			認定農業者等	5年	—	2年	—		
			認定農業者等以外の農業者	5年	—	2年	—		
			認定就農者	5年	—	2年	—		
11	農用地整備資金	振興山村地域内の水田、畑の客土、床締め、暗きょ排水等の改良、造成	農業者等	5年	—	2年	—	1,000万円	
			認定農業者等	5年	—	2年	—		
			認定農業者等以外の農業者	5年	—	2年	—		
			認定就農者	5年	—	2年	—		
12	農業特別対策資金	災害等により農産物や農業用施設等に被害を受けた場合や、事業活動に影響を受けた場合に、再生産等に必要とする資金(知事が農業対策上必要と認めた場合)	農業者等	10年	左記期間内で別途知事が定める	3年	左記期間内で別途知事が定める	以下の金額以内で別途知事が定める (1)農業者1,000万円、特に知事が認めた場合、2,000万円 (2)農協、共済組合6,000万円 (3)信連、連合会1億2,000万円	100分の80以内 (ガイドラインに基づき、最大100分の100以内)
			認定農業者等	10年	左記期間内で別途知事が定める	3年	左記期間内で別途知事が定める		
			認定農業者等以外の農業者	10年	左記期間内で別途知事が定める	3年	左記期間内で別途知事が定める		
			認定就農者	10年	左記期間内で別途知事が定める	3年	左記期間内で別途知事が定める		

(注)

(1) 2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る上記の表のうち最も長いものであるが、この場合において(2)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

(2) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

(※) 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)をいう。